

相続税の税務調査って、どんな調査？

昨年、父が亡くなり相続税の申告をしました。
 財産は漏れなく申告しましたが、税務調査が入るとかなり細かい点まで
 チェックされると聞いています。
 相続税の税務調査について教えてください。



■約30%が相続税の税務調査の対象に

国税庁が発表した最新の相続税の税務調査のデータ(平成20年7月～平成21年6月)によると、調査件数は14,110件、うち申告漏れ件数は12,008件となっています。申告漏れ割合は85.1%で、かなり高いといえます。追徴税額(加算税を含む)は、全体で931億円、1件当たりでは775万円です。

調査の対象となったのは、平成18年～平成19年に発生した相続が中心です。つまり、相続税の調査は、相続発生後およそ1年～3年のうちに入ることになります。

相続税の申告件数は、平成20年分で48,016件ですので、年のズレはありますが、申告件数に対して約30%が税務調査に入ることになります。

■どのくらいの財産なら税務調査が入る？

平成20年分の相続申告における課税価格(財産から債務を差し引いた金額)は、図表1のとおりです。

一般的に、課税価格が大きいほど、税務調査が入る割合が高くなります。課税価格が大きいほど、財産の種類が多くなり、誤りが発生する確率が高くなりますし、誤ったときの修正税額も大きくなるので、調査の狙い目となるわけです。

図表1の2億円超の割合を合計すると30.8%になり、調査に入る割合とほぼ一致しています。つまり2億円を超えると、税務調査の割合がかなり高くなると言えます。

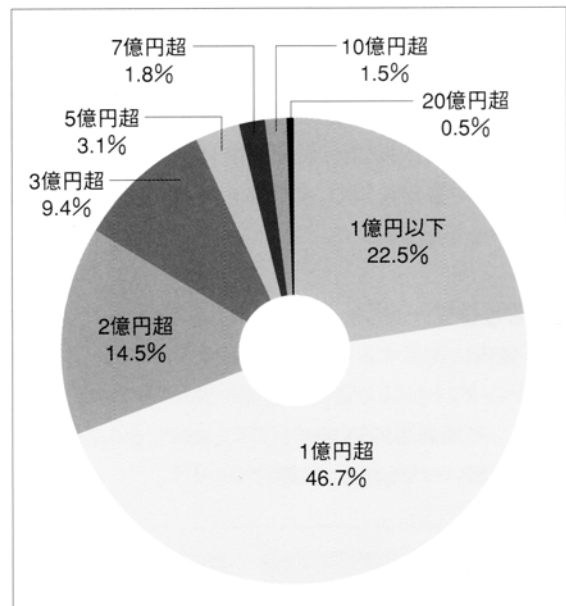
■税務調査で修正が多い財産は？

申告漏れ財産の内訳は、図表2のようになっています。申告財産では、土地の割合が一番多いのですが、申告漏れは「現金・預金」が一番多くなっています。

現金・預金の申告漏れでよくあるのが、家族名義の預金が実際は亡くなった本人のものだったというケースです。たとえば、専業主婦の妻名義の預金に、亡くなった夫の給料の一部が積み立てられていたり、成人した子ども名義の預金を、亡くなった父親が通帳や届出印を管理していたような場合です。これらは、税務上は亡くなった本人の財産と考えるのが一般的です。

税務調査が入って、その事実が判明すると、申告漏れと認定されることがよくあります。申告の際には十分にご注意ください。

図表1 ●平成20年分の相続申告における課税価格
 (財産から債務を差し引いた金額)



図表2 ●申告財産と申告漏れ財産の内訳 (単位:%)

